

令和2年度 前期 ビジネス・キャリア検定試験

企業法務・総務分野

2級 企業法務（取引法務）

試験問題

(27ページ)

1. 試験時間 110分
2. 注意事項
 - (1) 試験問題は、係員の指示があるまで開かないでください。
 - (2) 試験問題は、40題あります。
 - (3) 試験問題の配点及び合格基準は、次のとおりです。
(配点) 問題1～問題40 各2.5点 合計100点
(合格基準) 試験全体として概ね60%以上の正答。
 - (4) 関係法令、会計基準、JIS等の各種規格等に基づく出題については、問題文中に断りがある場合を除き、令和2年5月1日時点で施行されている内容に基づくものとします。
 - (5) マークシート（解答用紙）には、①試験区分名、②氏名、③座席番号、④受験番号、⑤生年月日を正確に記入してください。
なお、受験番号の最後の桁は、アルファベットですので、数字と間違えないように注意してください。
 - (6) マークシートにマークする際には、HB又はBの黒鉛筆又はシャープペンシルのいずれかで、はっきりとマークしてください。それ以外は使用しないでください。
なお、訂正する場合は、採点の際にマークシートの誤読の原因となることがありますので、きれいに消してください。
 - (7) マークシートには、所定の事項以外は絶対に書き込まないでください。
なお、計算等が必要な場合は、問題用紙の余白又は裏面を使用してください。
 - (8) マークシートにはア～オまでマークする欄があります。問題番号及び問題文に従って正解と思われるものを1つだけ選んで間違えないようにマークしてください。
 - (9) 試験問題の内容に関する質問には、一切お答えできません。
 - (10) 試験中にトイレへ行きたくなった場合は、黙って手を挙げて係員の指示に従ってください。
 - (11) 試験終了時刻前に解答が済み、退出する場合は、黙って手を挙げて係員の指示に従ってください。ただし、試験開始後30分間及び終了前10分間は、退出できません。
なお、退出する場合は、周りの受験者に配慮して、静かに退出してください。
 - (12) 試験終了の合図があったら速やかに筆記用具を置き、係員の指示に従ってください。
 - (13) 試験終了後、マークシートを必ず提出してください。ただし、試験問題は、持ち帰ることができます。
なお、マークシートが提出されていない場合は、失格となります。
 - (14) 試験問題の転載、複製などを固く禁じます。

問題文中、次の法令は略称で記載されています。

- ・私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律 → 独禁法
- ・労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律
→ 労働者派遣法

問題1 非典型契約に関する記述として不適切なものは、次のうちどれか。

- ア. 非典型契約とは、民法第3編第2章「契約」に列挙される契約類型以外の契約のことをいう。
- イ. 非典型契約の代表例としては、フランチャイズ契約、リース契約、和解契約がある。
- ウ. 非典型契約のドラフトを作成するためには、民法、商法、会社法をはじめとする実体法に関する知識と解釈技術が必要である。
- エ. 非典型契約において、「損害賠償請求条項」や「解除条項」が定められていない場合でも、契約当事者の一方に契約違反があれば、民法の規定に基づいて損害賠償や解除ができることがある。
- オ. 典型契約においても、民法が定める条項と異なる内容の条項を定めることも、強行法規に反しない限り、可能である。

問題2 販売代理店契約に関する記述として不適切なものは、次のうちどれか。

- ア. メーカーが販売代理店による競合製品の取扱いを制限することは、直ちに独禁法上問題になるものではない。
- イ. メーカーが特定の商品について第三者と販売地域を特定した上で、独占的販売代理店契約を締結した場合、メーカー自身も当然に、特定した販売地域における小売店や顧客に対して当該商品を販売することができなくなる。
- ウ. 販売代理店契約において、ある特定の地域を販売活動の主たる責任地域として定め、店舗等の設置場所を当該販売地域内に限定すること自体は、独禁法上問題とならない。
- エ. 販売代理店契約には、実務上、色々な販売代理店契約が存在し、販売仲介業務を受託する形の販売代理店契約や、メーカーから顧客との売買契約との代理権を授与されているものもある。
- オ. 販売代理人に対して最低販売数量を設定すること自体は独禁法上問題ないが、当該最低販売数量の設定が販売代理店の経営を圧迫するような過度の負担を強いるような場合は、優越的地位の濫用として独禁法上問題となることもある。

問題3 以下の<事例>は、甲社が乙社に委託している業務の実施実態である。甲社法務部では、いわゆる偽装請負（労働者派遣法、職業安定法等に抵触する労働者派遣ないし労働者供給事業）に該当しないよう、改善すべき項目を洗い出した。改善すべき項目に該当しないものは、次のうちどれか。

<事例>

甲社が乙社に委託している業務は、人事管理システムの開発業務であるところ、乙社の社員3名（A、B、C）で当該業務を実施している。Aが当該業務の実施責任者であり、B及びCが甲社の人事部のオフィスに常駐し、当該業務を実施している。

- ア. B及びCが甲社の社員と混在した執務スペースで作業しており、具体的な作業場所は、都度、甲社人事部の課長が指示している。
- イ. 甲社人事部の課長が委託業務に関する業務指示をAに対して直接行っている。
- ウ. 甲社人事部の課長がBに対し残業命令を行っている。
- エ. 甲社人事部の課長が会議の出席要請をBに対して行っている。
- オ. Cが受託業務の実施報告を甲社人事部の課長に対して行っている。

問題4 業務委託契約に関する記述として不適切なものは、次のうちどれか。

- ア. 一口に言って、業務委託契約といってもその内容は様々であるが、仕事（成果物）の完成と成果物の引渡しを前提とする契約は、民法上の請負契約に該当する場合が多い。
- イ. 業務委託契約のうち、システム開発においては、請負契約であるか、準委任契約のいずれであるかが明記されておらず、両者の要素を含むいわゆるハイブリッド型といわれるものも実務上は多い。
- ウ. 広義のプロバイダーの提供する契約形態としては、業務委託契約以外にも、インターネット上で電子ファイルを保存できるサービスを提供するいわゆるアクセス権の付与といった契約形態がある。
- エ. クラウド利用権については、インターネット上で提供されるものであり、その影響度も大きい。クラウドサービス提供者は、クラウドサービス利用規約において、クラウドサービス利用者に対する損害賠償責任の上限額を設定しない場合が多い。
- オ. 業務委託契約のうち、いわゆる準委任といわれる契約形態で契約を締結した場合は、受任者は、定められた期間において役務提供をしていれば、期間内に契約の目標としていた一定の成果を上げることができなくても、業務委託料を請求できるのが原則である。

問題5 ソフトウェア開発委託契約に関する記述として不適切なものは、次のうちどれか。

- ア. ソフトウェア開発委託契約は、請負契約の性質を有するものの、特許を受ける権利については原則として、発明者に帰属することとされていることから、当該ソフトウェア開発業務の途上で生じた発明について、委託者が特許を受ける権利を取得したい場合には、契約条件として明確にしておく必要がある。
- イ. ソフトウェア開発委託契約において、成果物たるソフトウェアが第三者の知的財産権を侵害していた場合には、その後の委託者による当該ソフトウェアの使用が当該第三者の知的財産権の侵害とされ、委託者自身が侵害者として委託の対価を超えた賠償責任を負うリスクもあることに注意が必要である。
- ウ. ソフトウェア開発委託契約において、ソフトウェアの一部として契約外の第三者が知的財産権を有するプログラムを組み込む必要がある場合、当該第三者からかかる組込み（及びその後の使用）に必要な許諾を、受託者が得る場合のほかに、委託者が得る場合もあり得る。
- エ. ソフトウェア開発委託契約は、請負契約の性質を有することから、特段の契約条件を定めなくても、当該ソフトウェアの著作権は当然に委託者に帰属することになるが、将来の紛争を防止するため、契約条件として著作権の帰属を明確にすることが望ましい。
- オ. ソフトウェア開発委託契約は請負契約の性質を有することから、成果物に^{かし}瑕疵（バグ）がある場合に受託者は原則として契約不適合責任を負うが、対象となるソフトウェアの用途によっては、その瑕疵（バグ）による損害の影響範囲が甚大になる可能性もあるため、受託者の立場からは、あらかじめ契約において損害賠償の範囲や損害賠償額の上限を合意しておくことが望ましい。

問題6 以下の<事例>において、ライセンス契約書のDraft作成を指示されたA社の法務部員の発言として適切なものは、次のうちどれか。

<事例>

今般、A社が開発し、宣伝広告やイベントを行うなどの活動を通じて一般社会における一定の認知度を獲得したキャラクターX（以下「本件キャラクター」という。）を、日常雑貨品の製造・販売を行う老舗のB社に対してランニングロイヤリティの支払を対価としてライセンスすることになり、A社がライセンス契約書のDraftを作成し、B社に提示することとなった。

- ア. B社が営んでいる業務は日常雑貨品の製造・販売にすぎないことから、本件キャラクターを使用することを許諾する商品についてあえて日常雑貨の製造・販売に限られることを契約上明記する必要はない。
- イ. 当社は本件キャラクターをB社にライセンスする代わりに、ロイヤリティを受け取ることから、本件キャラクターが第三者の権利を一切侵害しないことを保証するのは当然である。
- ウ. B社は老舗企業で業界の評判も良いので、B社から当社に対して本件キャラクターを用いてどのような商品を製造、販売したかについて四半期ごとに報告を受ければよく、それ以上、当社がB社の事務所に営業時間中に事前同意を得た上で立ち入り、帳簿その他の記録を調査、閲覧、複写できるといった監査条項をあえて設けておく必要はない。
- エ. 当社は、本件キャラクターを第三者が無断で利用していないかどうかについて定期的に調査していることから、B社に対し、第三者が本件キャラクターを無断で日常雑貨に用いていること又はその可能性があることを発見した場合に、速やかにその旨を当社に通知する義務を課しておく必要はない。
- オ. B社が本件キャラクターを用いた雑貨品を製造、販売した場合に、当該雑貨品の材質・品質・欠陥等、雑貨品自体に起因する事由（以下「本件事由」という。）に基づき第三者より請求・訴訟等を受けた場合、B社の責任と費用負担により当該請求・訴訟等を解決するものとし、当社に一切損害を及ぼさないものとし、万一、当社が本件事由に関連し損害を被った場合は、B社が損害を全て補償する旨の条項を入れておいた方が良い。

問題7 ソフトウェア・ライセンス契約に関する記述として不適切なものは、次のうちどれか。

- ア. ソフトウェア・ライセンス契約の交渉の際は、①ソフトウェアの使用範囲、②保証条項、及び③免責条項が争いになることが多い。
- イ. ソフトウェア・ライセンス契約においては、ライセンサーの立場からは、不用意に広範囲に許諾を与えていないか、自社のソフトウェアの使用が制限されることがないかを確認することが重要である。
- ウ. ソフトウェア・ライセンス契約においては、ライセンサーの立場からは、ライセンサーのライセンシーに対する損害賠償責任の上限を定める条項を入れることが重要である。
- エ. ソフトウェア・ライセンス契約においては、ライセンシーがリバースエンジニアリングをすることを禁止する条項が設けられることが多いが、一定の場合には、独禁法の不公正な取引方法の一つである拘束条件付取引に該当し、独禁法上、違法とされることがある。
- オ. 有償のソフトウェア・ライセンス契約において、ライセンサーは、一定のライセンス料を受領している以上、ソフトウェアにバグが一切ないことを保証するのが通常である。

問題8 以下は、フランチャイズ契約のある条文の規定である。この第1項に続いて規定されるべき「第2項」の規定の内容について述べた記述としてフランチャイザーの立場から適切なものは、次のうちどれか。

第XX条

甲は、下記の商号及び商標を使用する権利を乙に対して許諾する。乙は、下記の各商号及び商標（以下「本件商標」という。）を本フランチャイズ店舗の営業目的にのみ、甲が別途指示する「XYZディスカウントストア商標等使用マニュアル」の規定に従って使用しなければならない。

(1) 「XYZディスカウントストア」

(2) ……

(3) ……

2 ……

- ア. フランチャイジーの数を増やすため、第2項では、フランチャイジーがフランチャイザーに事後報告をすることを条件にした上で、自由に本件商標を自己の子会社に対してサブライセンスできる権利を規定する。
- イ. フランチャイズ商標の保護を図るため、第2項では、フランチャイジーが第三者による本件商標の不正利用を発見した場合には、フランチャイジーが直ちにフランチャイザーに対して不正利用の事実を通知する義務を負うことを規定する。
- ウ. フランチャイジー内におけるマニュアルの周知徹底を図るため、第2項では、「XYZディスカウントストア商標等使用マニュアル」は、本フランチャイズ店舗の営業目的で使用される場合には、フランチャイジー社内で自由に複製できる旨を規定する。
- エ. フランチャイズ商標の保護を図るため、第2項では、フランチャイジーが第三者による本件商標の不正利用を発見した場合には、フランチャイジーが第三者に対して当該不正利用を差し止めるべき旨を規定する。
- オ. 新たなフランチャイジーの加入を促進するため、第2項では、フランチャイジーは「XYZディスカウントストア商標等使用マニュアル」をフランチャイズ加入希望者に見せ、勧誘することができる旨を規定する。

問題9 ファイナンス・リース契約の法的特徴に関する記述として不適切なものは、次のうちどれか。

- ア. 物件に契約に適合しない点があっても、リース会社には契約不適合責任はないので、ユーザーは、リース会社に対して責任追及ができない。
- イ. リース契約の有効期間中にリース物件が陳腐化し、使用に耐えられなくなった場合でも、ユーザーは、リース期間満了までは約定どおりのリース料を支払わなければならない。
- ウ. サプライヤーから物件がユーザーに納入されたときは、ユーザーは速やかにリース会社に連絡し、リース会社に物件の検査を入念に行わせ、契約に適合しない点がないことを確認させなければならない。
- エ. 物件導入にあたり、ユーザーはサプライヤーと契約交渉を行い発注するが、実際の取引は、ユーザーとリース会社間のリース契約に基づいて行われる。
- オ. リース物件の所有権はリース会社に帰属することから、ユーザーは、リース物件に対して第三者のために担保設定することはできない。

問題10 以下に示す<事例>において、「合弁会社スキーム」を採用する理由となるものとして適切なものは、次のうちどれか。

<事例>

デジタルカメラ等のイメージセンサーを開発・製造・販売する光学機器メーカーであるA社と、中堅医療器具メーカーB社、小型電子モーターを開発・製造するC社は、ケーブルのない超小型自律進行型内視鏡（以下「本件製品」という。）の開発を行う共同事業の立上げを企画している。

共同事業の進め方としては、A社、B社、C社がそれぞれ持分を出資して株式会社である合弁会社を設立してプロジェクトを進める方法（合弁会社スキーム）と、A社、B社、C社の3社で、開発費用の負担、開発成果物の権利の帰属などを共同開発契約として取り決めた上でプロジェクトチームを立ち上げて進めて行く方法（契約スキーム）が検討されている。

- ア. 本件製品の開発途上において、当初想定し得なかった事項が発生した場合でも、一定の細目的事項については、A社、B社、C社の各社の同意を得ることなくプロジェクト遂行主体の自律的判断を尊重して進めることができるような方法が望ましい。
- イ. 本件製品の開発のみならず、その事業化を考えると、金融機関からも多額の融資を受ける必要がある。ただし、そのような融資については、プロジェクト単位での融資を得ることは難しく、A社、B社、C社のそれぞれの金融機関からの与信に頼らざるを得ない。
- ウ. 本件プロジェクトを遂行するにあたり、特に本件プロジェクト開始直後の段階においては、プロジェクトの遂行管理や人員管理等について固定費が増加することを可及的に抑制したい。
- エ. 本件製品の開発完了に至るまでのステージと、本件製品の開発完了後事業化を本格的に行うステージとを分けて考え、前者の段階においては、プロジェクトがうまくいかなかった場合にも、円滑にプロジェクトを解散できるようにしておくことが望ましい。
- オ. 本件製品の共同開発は、A社、B社、C社の共同プロジェクトとして行うが、本件製品の販売はB社で行うことが既に合意されている。そして、A社、B社、C社の開発分担の役割や費用負担の割合は既に決まっているが、本件製品の販売価額などは未だ決まっておらず、開発完了後に別途各社の合意により決定する予定である。

問題11 以下のX社の行為に関する記述において、独禁法上の不公正な取引方法に該当するものは、次のうちどれか。

- ア. X社は、自社の商品の委託販売先（在庫リスクをX社が負う）であるY社に対して、X社が指定する価格で消費者に商品を販売することを指示した。
- イ. X社は、人気ゲームソフトPを販売するにあたり、P単品での販売と併せて、売れ残りのゲームソフトSとPとをセットで販売した。
- ウ. X社は、自社製品を全国的に販売するにあたり、販売代理店を新たに募集したところ、各県に1つのみの販売代理店しか設置しないという地域制限を行った。
- エ. X社は、販売代理店を新たに募集する際に、当該販売代理店はX社商品と競合する商品を一切取り扱えないことを条件とした。なお、X社の当該商品の販売シェアは市場全体の5%で第4位である。
- オ. X社は、自社の商品を卸売業者Y社に販売するにあたり、当該商品の「希望小売価格」を表示し、Y社が当該希望小売価格に従った価格で商品を販売した場合には高額のリベートをY社に支払う旨を約した結果、Y社は当該希望小売価格による販売を行った。

問題12 独禁法上の「優越的な地位の濫用」に関する以下の〈考え方〉を前提とした場合、優越的地位の濫用とされる可能性が最も低いものは、次のうちどれか。

〈考え方〉

役務提供取引（例えば、清掃業務の委託を想定）において、取引上優越的な地位にある委託者が、受託者に著しく低い対価での取引を要請する場合には、不当に不利益を受託者に与えることとなりやすく、優越的地位の濫用として問題を生じやすいとされる。

他方で、委託者が要請する対価が受託者の見積りにおける対価に比べて著しく低いと認識される場合でも、委託者から要請のあった対価で受託しようとする同業者が他に存在する場合など、それが対価に係る交渉の一環として行われるものであって、その額が需給関係を反映したものであると認められる場合や、取引条件の違いを正当に反映したものであると認められる場合には、正常な商慣習に照らして不当に不利益を与えることとならず、優越的地位の濫用の問題とはならない。

- ア. 受託者が役務の委託取引を行うに際して、新たに設備投資や人員の手配を行う必要があるなど、これによって当該役務の提供に必要な費用等も大幅に増加するため、受託者が対価の引上げを求めたにもかかわらず、このような費用増を十分考慮することなく、著しく低い対価を定める場合
- イ. 多量ないし長期間の役務の委託取引をすることを前提として、いわゆるボリュームディスカウントを求める場合
- ウ. 多量ないし長期間の役務の委託取引をすることを前提として受託者に見積りをさせ、その見積りにおける対価を少量ないし短期間しか取引しない場合の対価として定める場合
- エ. 特定の受託者に対し、合理的な理由がないにもかかわらず、他の受託者の対価と比べて差別的に低い対価を定める場合
- オ. 受託者に対して短い納期の設定を行い、これによって当該役務の提供に必要な費用等も大幅に増加するため、受託者が対価の引上げを求めたにもかかわらず、このような費用増を十分考慮することなく、著しく低い対価を定める場合

問題13 根抵当権に関する記述として適切なものは、次のうちどれか。

- ア. 根抵当権の極度額は、根抵当権が実行された場合、優先弁済を受けることができる債権の限度を示す金額のことであるが、これには、被担保債権の利息は含まれるが、損害金は含まれない。
- イ. 根抵当権は、根抵当権設定者と根抵当権者との間で契約を締結するだけでなく、登記をしなければ成立しない。
- ウ. 根抵当権は、一定の範囲に属する不特定の債権を担保するものではあるが、根抵当権設定契約以前に発生した債権を担保とすることはできない。
- エ. 根抵当権設定契約において、被担保債権の範囲を「売買取引」と定めた場合、売買取引の代金支払のために振出された小切手上的の債権は、別途「手形上もしくは小切手上的の請求権」を被担保債権として定めなくても、当然に被担保債権に含まれる。
- オ. 根抵当権は、特定の継続的取引契約から生じる債権や一定の種類取引から生じる債権を被担保債権とすることはできるが、「A工場の廃液による損害賠償債権」のような、一定の取引とは関係しない原因に基づいて生じる債権については被担保債権とすることはできない。

問題14 動産譲渡担保に関する記述として適切なものの組合せは、次のうちどれか。

- A. 動産譲渡担保は、設定契約に加え、目的物の引渡しが成立要件である。
- B. 動産譲渡担保の第三者に対する対抗要件として引渡しがあるが、この引渡しは、公示の点から占有改定によることは認められない。
- C. 動産譲渡担保の対抗要件として、動産譲渡登記制度があるが、動産譲渡登記は法人、個人を問わず、申請することができる。
- D. 債務不履行があった場合、債権者は競売手続によることなく、動産譲渡担保の目的物を売却し、売却代金の中から債権を回収できるが、債権を差し引いた残額があれば、清算する必要がある。
- E. 在庫商品等のように、常時変動する集合物を対象として集合物譲渡担保を設定する場合には、種類、保管場所等により、目的物を特定する必要がある。

- ア. A、B
- イ. A、C
- ウ. B、E
- エ. C、D
- オ. D、E

問題15 以下に示す<事例>に基づいた場合、集合物譲渡担保に関する記述として不適切なものは、次のうちどれか。

<事例>

健康食品輸入販売商社であるA社は、新型感染症の流行を受け、不織布マスクを大量に輸入するため、金融機関B社より融資を受けることとした。A社には融資の担保となる特段の資産がないため、B社は、A社に対する貸付金を担保するため、A社が在庫品を保管するために借り受けている甲倉庫内に保管される商品「不織布マスク100枚セット」（以下「本商品」という。）の全てに集合物譲渡担保の設定を受けることとした。

なお、集合物譲渡担保設定時に甲倉庫には、約500万個の本商品が保管されていた。

- ア. B社のために集合物譲渡担保が設定された後、甲倉庫にさらに200万個の本商品が運び込まれた。当該200万個の本商品にも、B社のための譲渡担保の効力が及ぶ。
- イ. B社のために集合物譲渡担保が設定された後、A社は、100万個の本商品を、薬局チェーン店を展開するC社に販売する契約を締結し、甲倉庫から出荷し、C社倉庫にて引き渡した。当該100万個の本商品には、B社のための譲渡担保の効力は及ばない。
- ウ. A社が借り受けた金額全額をB社に返済した場合、別途特段の合意や行為がなくても、B社のための譲渡担保権は消滅する。
- エ. 本商品の売れ行きは非常に好調で、甲倉庫内の本商品の在庫がなくなってしまった。新たに輸入される本商品が甲倉庫に入るには、1ヵ月ほど必要となる見込みである。甲倉庫内の本商品がなくなってしまった以上、B社のために設定された譲渡担保権は消滅する。
- オ. B社のために集合物譲渡担保が設定された後、甲倉庫にA社が別途輸入した健康食品「マルチビタミンサプリメント」1万個が運び込まれた。当該「マルチビタミンサプリメント」1万個には、B社のための譲渡担保の効力は及ばない。

問題16 以下に示す<事例>に基づいた場合、相殺に関する記述として不適切なものは、次のうちどれか。

<事例>

関東で食品スーパーマーケットを展開するA社は、養鶏場を営むB社から鶏卵を仕入れている。B社の経営が悪化し、B社に鶏のエサを販売するC社は「B社との取引を控えたい」と言っている。B社から鶏卵の安定供給を受けたいA社は、B社に対して経営支援をしたが、B社は支払停止となった。

- ア. A社が別途B社に対し損害賠償請求権を有していた場合、A社は、B社のA社に対する売掛債権と、A社のB社に対する損害賠償請求権を相殺することができる。
- イ. A社は、B社の支払停止前に、B社に対して事業資金を貸し付けた。B社が支払停止となったので、A社は、この貸付金とB社のA社に対する売掛債権を同額で相殺しようとしたが、B社のA社に対する売掛債権の弁済期が未到来だったため、相殺できなかった。
- ウ. B社の支払停止前に、B社のA社に対する売掛債権がD社により差し押さえられた。その後、A社は、C社のB社に対する売掛債権をC社から譲り受けたが、これとB社のA社に対する売掛債権を相殺することはできない。
- エ. A社は、C社のB社に対する売掛債権をC社から譲り受けたが、これがB社の民事再生手続開始後だった場合、A社は、譲り受けた売掛債権とB社のA社に対する売掛債権を同額で相殺することができない。
- オ. A社は、B社の支払停止前に、C社のB社に対する売掛債権をC社に対し連帯保証した。B社が支払停止となったので、A社は、C社に対し保証債務を弁済し、A社のB社に対する求償債権とB社のA社に対する売掛債権を同額で相殺することができる。

問題17 債権譲渡に関する記述として適切なものは、次のうちどれか。

- ア. Aは、AのBに対する貸金債権をCとDに二重に譲渡し、各譲渡について同一日の確定日付ある証書による通知がBに同時に到達した。当該貸金債権の弁済期においてCもDもBに弁済請求できるが、BはC又はDのいずれかに弁済すれば、その責任を免れる。
- イ. Aは、AのBに対する貸金債権をCとDに二重に譲渡し、各譲渡について確定日付ある証書によりBに通知した。確定日付はAD間の譲渡に関するものが先であったが、Bに対する通知はAC間の譲渡に関するものが先に到達した。Bは、当該貸金債権の弁済期において、Cからの請求を拒むことができる。
- ウ. Aは、AのBに対する貸金債権をCに譲渡し、これをBに書留郵便で通知した。当該貸金債権の弁済期において、BはCからの弁済請求を拒むことができる。
- エ. Aは、AのBに対する貸金債権をCに譲渡し、これをBに確定日付ある証書により通知した。さらにCは当該貸金債権をDに譲渡し、これをBに書留郵便により通知した。以上にもかかわらず、当該貸金債権の弁済期においてCがBに弁済請求をした場合でも、BはCからの弁済請求を拒むことができない。
- オ. Aは、AのBに対する貸金債権をCに譲渡し、Bに書留郵便によりこれを通知した。Bは当該貸金債権をCに弁済した。以上にもかかわらず、その後Cは当該貸金債権弁済の事実を秘匿したまま、当該貸金債権をDに譲渡し、これを確定日付ある証書によりBに通知した。BはDからの弁済請求を拒むことができない。

問題18 債権回収において注意すべき事項に関する記述として不適切なものの組合せは、次のうちどれか。

- A. 任意交渉の際の行為が、権利の範囲内であっても、権利行使の手段が社会通念上、一般に容認すべき程度と認められる範囲を逸脱したときは、恐喝罪が成立する場合もある。
 - B. 金銭債権について交渉がまとまった場合、公正証書で文書化する際は、強制執行認諾文言を入れることにより当該金銭債権の支払を求める裁判を経ずに強制執行の申立てが可能となる。
 - C. 消滅時効は、一定の期間その権利を行使しないと期間の経過後、当然にその権利が消滅する。
 - D. 裁判外の請求は、6ヵ月以内に裁判上の請求をしないと時効の更新（中断）の効力を生じない。
 - E. 相殺は、自働債権と受働債権それぞれが弁済期になれば相殺することができない。
-
- ア. A、C
 - イ. A、D
 - ウ. B、D
 - エ. B、E
 - オ. C、E

問題19 以下に示す<資料>に基づいた場合、A社がB社に対し行う支払督促の手續に関する記述として不適切なものは、次のうちどれか。

<資料>

A社はB社に対し売買代金債権があり、支払期限を経過しているが、B社は支払請求に応じない。

- ア. A社は、B社の本店所在地を管轄する簡易裁判所の書記官に、支払督促の申立てをすることができる。
- イ. B社が本店をほかに移転して、A社が調査してもB社の現在の本店を知ることができない場合は、裁判所は公示送達の方法で支払督促を送達することができる。
- ウ. 簡易裁判所の書記官は、申立てを受けた後、申立てに不備がなければ、債務者を審尋せず支払督促を発する。
- エ. B社が支払督促の送達を受けた日から2週間以内に督促異議の申立てをしないときは、A社は、支払督促に仮執行宣言を付すよう裁判所に申し立てることができる。
- オ. A社が仮執行宣言の申立てができる時から30日以内にその申立てをしなかったときは、支払督促はその効力を失う。

問題20 以下に示す<事例>に基づいた場合、抵当権実行に関する記述として最も不適切なものは、次のうちどれか。

<事例>

甲社は、乙社所有の不動産に抵当権を設定しているが、債務が履行されなかったため抵当権を実行することにした。

- ア. 目的不動産の所有権が第三者（第三取得者）に移転している場合、抵当権を実行するためには、あらかじめ第三取得者に抵当権を実行する旨通知する必要がある。
- イ. 目的不動産の第三取得者は、一定の手續を経て抵当権消滅請求をすることができる。
- ウ. 抵当権者に対抗できない賃借権者でも、抵当権の目的建物を使用収益する者が、競売手續の開始前から使用収益していた場合、買受けのときから6ヵ月間明渡しが猶予される。
- エ. 目的不動産に仮登記担保権の登記が設定されている場合、競売手續が開始されると、仮登記担保権者は、仮登記が設定された順位で配当を受けることができる。
- オ. 甲社が乙社所有の土地、建物のうち建物だけに抵当権を設定していた場合、競売の結果、丙が建物を買受けたとき、その建物に丙のため地上権が設定されたものとみなされる。

問題21 人的担保及び物的担保に関する記述として不適切なものは、次のうちどれか。

- ア. 保証契約は、競売等の強制力のある回収手続がないため、債権回収の確実化の度合いは低いが、物的担保に比べて成立が容易である。
- イ. 抵当権の実行に際し、判決などの債務名義は不要であり、抵当権が登記された登記事項証明書が裁判所に提出されれば、裁判所は手続を開始することとなる。
- ウ. 帰属清算型の譲渡担保において、被担保債権が履行されない場合、債務者は債務の弁済に代えて、譲渡担保目的物不動産を債権者に完全取得させることで、債務は消滅する。
- エ. 処分清算型の譲渡担保において、被担保債権が履行されない場合、債権者は譲渡担保目的不動産を第三者に売却し、売却価格が債務額を上回る場合は、その差額の清算金を債務者に支払う。
- オ. 所有権留保の実行は、買主が売買代金支払債務を履行しない場合、売主は売買契約を解除し、買主の占有を基礎づける権利を失わせて、所有権に基づいて買主に引渡しを求めることによりされる。

問題22 債務名義の取得等に関する記述として適切なものは、次のうちどれか。

- ア. 売買代金請求訴訟において、第1審で原告が勝訴し、仮執行宣言付判決を取得した。被告が控訴し、訴訟が係属中の場合、原告は第1審の勝訴判決を債務名義として、被告の財産に対して強制執行することはできない。
- イ. 仮執行宣言が付された支払督促は債務名義となるが、債務者が期限内に督促異議を申立て通常の訴訟に移行した場合、この支払督促を債務名義として強制執行することはできない。
- ウ. 民事調停による調停調書は債務名義となるが、この債務名義に基づき、物の引渡しを強制執行することはできない。
- エ. 建物の賃貸借契約を強制執行認諾文言を付した公正証書で作成した。賃料の不払を理由に賃貸借契約が解除された場合、公正証書を債務名義として未払賃料に関して強制執行をすることはできるが、建物明渡しを強制執行することはできない。
- オ. 不動産の所有権移転登記請求訴訟において、第1審に原告が勝訴したが被告が控訴したため、第1審の判決は未確定である。この場合、第1審の判決を債務名義として所有権移転登記をすることはできないが、所有権移転仮登記をすることはできる。

問題23 強制執行の種類に関する記述として不適切なものの組合せは、次のうちどれか。

- A. 強制執行の申立ては、不動産執行、動産執行、債権執行のいずれも債務者の普通裁判籍所在の地方裁判所に対して行う。
- B. 不動産の強制執行には、強制競売以外に対象不動産を執行裁判所の選任する管理官が管理し、賃料等の収益を収受し配当する不動産の強制管理がある。
- C. 動産執行の対象には、庭木や庭石等の土地の定着物、1月以内に収穫することが確実である天然果実（果物等）も含まれる。
- D. 動産執行では、債務者の所有する動産を第三者が占有する場合、第三者が提出を拒んでも、執行官はその動産を占有し、保管することができる。
- E. 債権執行では、給与、賃金等の債権のうち当該支払期に受けるべき給付の4分の3に相当する部分（月額33万円を超える部分は除く）は差押えることができない。

- ア. A、C
- イ. A、D
- ウ. B、D
- エ. B、E
- オ. C、E

問題24 民事保全に関する記述として不適切なものは、次のうちどれか。

- ア. 保全命令に関する申立てでは、保全すべき権利又は権利関係及び保全の必要性について証明は必要とされず、疎明で足りる。
- イ. 保全手続に関する裁判に関する審理方法は、書面審理、任意的口頭弁論、債権者・債務者双方の審尋を行うことが通常である。
- ウ. 裁判所は、債権者に担保を立てさせないで保全命令の発令をすることができるが、担保を立てさせるのが通例である。
- エ. 債権に対する仮差押えの執行は、保全執行裁判所が第三債務者に対し債務者への弁済を禁止する命令を発する方法により行う。
- オ. 占有移転禁止の仮処分は、債務者が訴訟係属中に目的不動産の占有を第三者に移してしまい、明渡しの強制執行ができなくなるおそれがある場合に用いられる。

問題25 特定調停に関する記述として適切なものは、次のうちどれか。

- ア. 特定調停は一定の収入のある個人を対象とした制度であり、法人が申立てを行うことはできない。
- イ. 特定調停は、債権者から債務者に対して申立てを行うこともできる。
- ウ. 複数の債権者について、特定調停の事件が同一の裁判所に係属しているときには、必ず併合して一括で審理を行わなければならない。
- エ. 調停委員会は、当事者又は参加人に対し、事件に関係のある文書又は物件の提出を求めることができる。
- オ. 特定調停では、裁判所の作成した債務名義に基づく強制執行を停止することができない。

問題26 以下に示す<事例>に基づいた場合、破産手続に関する記述として不適切なものは、次のうちどれか。

<事例>

建築資材の製造販売を営むA社は、不況のあおりを受け業績を悪化させていたところ、ついに支払不能に陥ったため、破産を申立てた。その後、裁判所により破産手続開始決定がなされ、破産管財人甲が選任された。破産手続開始決定時、A社は、B社、C社及びD社と取引関係があった。

- ア. 破産手続開始決定により、A社の財産管理処分権は破産管財人甲に専属するので、A社は勝手に自社の財産を処分することができない。
- イ. B社が、破産手続開始決定前から売掛金債権を担保するために抵当権を設定していたときでも、B社はその抵当権を実行することはできない。
- ウ. C社は、A社から建築資材を譲り受けるためにA社との間で売買契約を締結していたが、破産手続開始決定時において、資材の引渡しも代金支払のいずれも履行されていなかった。この場合、破産管財人甲から売買契約を解除することはできるが、C社から解除することはできない。
- エ. A社の従業員の給料債権は優遇され、一定の範囲で財団債権となり、他の破産債権に優先して支払われる。
- オ. A社の信用不安を聞きつけたD社が、破産手続開始決定直前にA社から自己の売掛金の弁済を受けた場合、後にその弁済を否認されることがある。

問題27 民事再生法に関する記述として適切なものは、次のうちどれか。

- ア. 民事再生手続は、法人のみを対象とした手続である。
- イ. 民事再生手続においては、再生手続開始決定がなされた場合でも、通常、原則として経営陣は引き続き経営を続けることになる。
- ウ. 民事再生手続においては、裁判所が管財人を選任することはない。
- エ. 民事再生手続の申立てがなされると、債務者の財産に対して既になされている強制執行は効力を失う。
- オ. 再生計画案は、再生債権者の決議に付され、再生計画についての議決権を行使できる再生債権者の人数の過半数の同意があれば、可決される。

問題28 会社更生手続に関する記述として不適切なものは、次のうちどれか。

- ア. 会社更生法は、株式会社のみを対象とした手続である。
- イ. 会社更生手続の開始決定と同時に、会社の経営権は、従来の経営陣から裁判所が選任する管財人に移る。
- ウ. 会社更生手続開始の決定後であっても、更生会社の財産につき、抵当権を有していた債権者は、その抵当権を実行することにより、債権の回収を行うことができる。
- エ. 会社更生手続開始の決定後であっても、債権者は、更生会社の保証人から債務の弁済を受けることができる。
- オ. 管財人は、債権届出期間の満了後裁判所の定める期間内に、更生計画案を作成して、裁判所に提出しなければならない。

問題29 私的整理に関する記述として適切なものは、次のうちどれか。

- ア. 私的整理を行う場合には、債権者会議において債権者の中から債権者委員長を1名選任しなければならない。
- イ. 私的整理における債権者会議の議決は、債権者会議への不参加者や決議に反対した者については拘束力を持たない。
- ウ. 債務者が恩義のある債権者に対してのみ優先的な満足を与える行為は、債権者会議での多数決によって無効とされる場合がある。
- エ. 債権者会議によって、担保権者による担保権の行使を制限するという議決がなされれば、担保権者は担保権を行使することができなくなる。
- オ. 既に債務名義を持っている一部の債権者の1人が私的整理に協力せず、債務者の財産を差し押さえ、満足を得る行為は債権者会議での多数決によって無効とされる場合がある。

問題30 証拠調べに関する記述として適切なものは、次のうちどれか。

- ア. 裁判所に特定の証拠方法の取調べを請求するには、証拠の申出が必要であるが、それを記載した書面を相手方当事者に対して直送（手渡し、郵送、ファクシミリ送信）する必要はない。
- イ. 人を証拠方法とする証拠調べには、証人尋問、当事者尋問があるが、鑑定は入らない。
- ウ. 当事者尋問と証人尋問が行われる場合に、まず証人を尋問し、当事者尋問を先行させることはできない。
- エ. 証人は、一定の場合には証言を拒絶することが認められているが、当事者については、正当な理由があつて陳述を拒絶しても不利な扱いを受ける。
- オ. 私文書については、本人の署名又は押印があるときは、真正に成立した文書と推定される。

問題31 Aが、自己所有地に勝手に建物を建て居住しているBに対して、建物収去土地明渡しを求める訴えを提起した場合、民事訴訟及び民事執行に関する記述として不適切なものは、次のうちどれか。

- ア. Aの主張が認められ、A勝訴の判決が確定した場合、たとえその後にBが新たに占有権原を取得したとしても、それを後訴において主張することは、前訴判決の既判力に抵触することから許されない。
- イ. Aの父親Cが補助参加する申立てをした場合、単にAの父親というだけでは、補助参加が認められない場合がある。
- ウ. Aは、本件訴訟を提起する前に、本件訴訟の勝訴後の建物収去土地明渡し請求権を保全するための仮処分を申し立てることができる。
- エ. Aの主張が認められ、A勝訴の判決が確定した後に、Bは本件係争建物をDに譲渡した。この場合、Aは一定の手続を経ることにより、Dに対して強制執行することができる。
- オ. Bが口頭弁論において、Aの主張する事実について争わず、また、何ら防御方法も提出しない場合であつて、Aの請求を認容するときは、判決書の原本に基づかずに、簡易に判決を言い渡すことができる。

問題32 保全異議及び保全取消に関する記述として適切なものは、次のうちどれか。

- ア. 保全異議の申立てをする際には、申立ての趣旨を記載する必要があるが、申立ての理由を記載する必要はない。
- イ. 保全異議の申立ての趣旨において、保全命令の一部の取消又は一部の変更を求めることはできない。
- ウ. 裁判所は、保全異議手続において、口頭弁論又は当事者双方が立ち会うことができる審尋の期日を経なくても決定をすることができる。
- エ. 債務者は保全命令を発した裁判所に対し、起訴命令の申立てをすることができる。
- オ. 保全異議又は保全取消の申立てについての裁判に不服のある債権者又は債務者が不服を申し立てる手段は存在しない。

問題33 仲裁に関する記述として不適切なものは、次のうちどれか。

- ア. 仲裁には陪審手続はないので、紛争に関する判断が陪審員の感情に左右されるリスクが比較的低いとされる。
- イ. 金銭消費貸借契約に関する国際紛争において、金額が確定した金銭債権の回収については、特段の事情がない限り、仲裁より裁判が望ましいといわれる。
- ウ. 仲裁判断がなされても裁判所に上訴することができる。
- エ. 仲裁では、原則として当事者が紛争を解決する第三者である仲裁人を選ぶことができるので、紛争の内容に応じた専門家による判断が期待できるといわれる。
- オ. 仲裁は非公開であるため、営業秘密などの紛争において活用される場合が多いとされる。

問題34 売買契約 (Sales and Purchase Agreement) に関する記述として適切なものは、次のうちどれか。

- ア. 長期にわたる契約では、その間の取引についての一般的取決めを記載した契約を締結することがあるが、このような契約は、個別売買契約 (Individual Sale and Purchase Agreement) と呼ばれる。
- イ. 売買契約の引渡し条項において、例えば、「F.O.B. 横浜」とすると、売買契約の目的物である商品の損失リスクは、横浜の輸出港を本船が出発した時に買主に移転することになる。
- ウ. 製品の売買契約において、製品保証について契約書で規定しない場合、製品保証に関する法的責任を負わないので、仮に交渉の相手方が出してきた契約書ドラフトにある保証条項案があっても当該条項を削除しておけば、製品保証に関する契約上の責任を負うことはない。
- エ. 国際売買契約においては、「国際物品売買契約に関する国際連合条約 (ウィーン売買条約)」が適用され、当事者間の合意で適用を排除することはできない。
- オ. スポット型売買契約や個別売買契約については、正規の契約書に代えて、企業ごとにあらかじめ裏面に契約条件を記載した注文書や注文請書のひな形を用いて売買取引が行われることが多い。

問題35 日本法人A社が米国の法人B社と合弁契約を締結する交渉を行い、B社から送られてきた合弁契約のドラフトに以下の条項があった。この条項の説明の記述として不適切なものは、次のうちどれか。

This Agreement constitutes the entire agreement between the parties hereto concerning the subject matter hereof and supersedes all previous negotiations or understanding concerning the subject matter hereof.

- ア. 本契約の交渉過程において、一旦合意された事項については、契約書の条項に含まれていなければ後に主張することができない。
- イ. 本契約の締結後、契約書の条項に含まれていない事項について合意した場合、本条項があるので合意事項を主張することができない。
- ウ. 本契約に関する事項であって、契約書の条項に規定されなかった詳細な事項に関する事項について、後に合意事項を主張できる場合がある。
- エ. 本条項は、書面重視を明確にし、合意された内容の立証と権利の実現を容易にする目的で規定される。
- オ. 本条項は、parol evidence ruleという口頭証拠準則を徹底するためのものであり、あわせてこの準則の例外を排除している。

問題36 Non-Disclosure Agreementに関する記述として適切なものは、次のうちどれか。

- ア. Non-Disclosure Agreementを締結すれば、開示する秘密情報は全て法的に保護される。
- イ. Non-Disclosure Agreementによって開示を受けた秘密情報は、いかなる場合も情報の使用許諾を受けたことになり、いかなる目的でも自由に使用することができる。
- ウ. Non-Disclosure Agreementの締結にあたり、違反の場合の違約金などを具体的な金額で規定することにより、違反行為に対し法的救済を受けやすくなり、望ましいとされる。
- エ. Non-Disclosure Agreementの紛争解決方法の規定は、裁判による紛争解決に限定される。
- オ. Non-Disclosure Agreementの契約期間が経過すれば、開示を受けた情報を第三者に開示しても法的な問題は生じない。

(問題は、次のページに続きます。)

問題37 企業買収の交渉過程において、日本国で締結された以下の<資料>に示す Memorandum of Understandingに関する記述として適切なものは、次のうちどれか。

<資料>

Memorandum of Understanding

This Memorandum of Understanding is made as of the 15th day of June 2020 by and between ("Seller") and ("Buyer") in respect of Buyer' s possible acquisition of all the shares and interests in ABC Corporation ("ABC") held by Seller.

Article 1

Seller shall sell all the shares and interests in ABC subject to the following conditions to be satisfied:

(中略)

Article 2

The Definitive Agreement shall provide that the consideration to be paid by Buyer shall be made (i) 70% on the Closing Date and (ii) 30% shall be held in an interest bearing account for one year in order to secure any losses and/or damages for Buyer.

Article 3

This Memorandum shall come into force from the date of this Memorandum and shall be valid for the period of three (3) months.

Article 4

The Parties agree that any information related to the performance of this Memorandum shall be kept strictly confidential and shall not be disclosed to any other person or entity without prior written consent of the other parties.

(中略)

Article 5

During the term of this Memorandum, Seller shall not have any discussions with anyone other than Buyer concerning the sale of any shares of ABC.

Article 6

Expenses incurred for the due diligence shall be paid by Buyer.

Article 7

This Memorandum shall be construed in and governed by the laws of state of New York.

Article 8

This Memorandum is not legally binding except the Articles 4, 5, 6 and 7.

- ア. 独占交渉権に関する条項は、法的拘束力があると解される。
- イ. Memorandum of Understandingとタイトルが付されているので、授受させる情報に関する当事者の守秘義務について法的拘束力が生じることはない。
- ウ. デュー・ディリジェンスの目的で負担した経費の精算を買主が売主に請求した場合、売主は応じる必要がある。
- エ. 支払条件に関する条項は、法的拘束力があると解される。
- オ. このMemorandum of Understandingの解釈は、締結地である日本法によることになる。

問題38 以下の<事例>に基づいた場合、米国通商法に関する記述として適切なものは、次のうちどれか。

<事例>

日本のA社は、自社が日本国内で開発・製造するTVゲームマシンを米国カリフォルニア州のB社に継続的に供給しており、B社が米国国内で販売していた。ところが、TVゲームマシンの競争会社であるC社は、A社のTVゲームマシンが安価で米国国内で販売されていることに着目し、米国商務省へダンピング調査の要請を行った。これを受けて米国商務省は、A社及びB社に対してダンピング調査を開始した。

- ア. C社は、米国商務省へのダンピング調査の要請と並行して、A社のTVゲームマシンが安価で米国国内で販売されていることにより同社の国際競争力が不当に弱められているとして、WTO（世界貿易機関）に提訴してA社に是正を求めることも可能である。
- イ. A社のTVゲームマシンが安価で米国国内に輸入・販売されている結果、米国の国内の産業への実質的な被害が生じているとして米国関税法違反を理由にC社が米国国際貿易委員会（ITC）に申立てを行った場合であっても、A社はITCの決定前に和解による解決を試みることは可能である。
- ウ. A社は、C社のダンピング調査の要請を受け、米国のアンチダンピング規制によるリスクを回避するため、これまで日本国内で製造し輸出していたTVゲームマシンの組立ての最終工程のみを米国国内で行う形に製造・販売戦略を変更することにした。このような変更を講じれば、米国のアンチダンピング規制を受けることはなくなる。
- エ. A社は、C社のダンピング調査の要請を受け、米国のアンチダンピング規制によるリスクを回避するため、これまで日本国内で製造し輸出していたTVゲームマシンの組立てを中華人民共和国で行う形に製造・販売戦略を変更することにした。このような変更を講じれば、米国のアンチダンピング規制を受けることはなくなる。
- オ. 米国商務省のダンピング調査の結果、A社のTVゲームマシンが安価で米国に輸出され、米国の国内産業に実質的な被害が生じていると判断した場合、米国政府はA社に対して相殺関税を課すことができる。

問題39 以下の〈事例〉に基づいた場合、米国独禁法に関する記述として不適切なものは、次のうちどれか。

〈事例〉

日本のA社は、自社が開発・製造するモバイルゲーム機を米国カリフォルニア州のB社に継続的に供給しており、B社が米国国内で販売していた。ところが、日本のA社の北米担当執行役員のX氏は、モバイルゲーム機の競争会社であるC社の米国駐在中の販売担当副社長Y氏へ日本から連絡を取り、両社が販売するモバイルゲーム機の販売小売価格を300ドル以上にする旨を口頭で合意した。

- ア. X氏がY氏へ日本から連絡を取り、両社が販売するモバイルゲーム機の販売小売価格を300ドル以上にする旨を口頭で合意した行為について、米国独禁法が適用される場合がある。
- イ. X氏がY氏へ日本から連絡を取り、両社が販売するモバイルゲーム機の販売小売価格を300ドル以上にする旨を口頭で合意した行為が米国独禁法違反である場合、A社、C社が米国独禁法違反の責任を問われることはあるが、X氏、Y氏個人が同法違反の責任を問われることはない。
- ウ. X氏がY氏へ日本から連絡を取り、両社が販売するモバイルゲーム機の販売小売価格を300ドル以上にする旨を口頭で合意したA社とC社の行為は、米国独禁法違反の可能性が高いとの指摘がC社社内になされた。そのため、C社が当該行為を自ら米国司法省に申告した場合、C社の刑事責任が減免される場合がある。
- エ. X氏とY氏の事例の合意を受け、米国ニューヨーク州において両社の担当者が会議を行うことになった。詳細を事前に知らされないまま出張したA社の担当者Z氏が会議場所でC社担当者から配布された会議用資料を事前確認したところ、非公表の両社のモバイルゲーム機の製品と販売小売価格のリスト、価格に関する両社の合意事項が記された議事録案が含まれていた。この場合、Z氏は直ちにC社との会議の参加を見合わせ、退席すべきである。
- オ. A社とC社間で競争関係にあるTVゲームマシンの米国での販売小売価格の合意に関して、A社は米国司法省により米国独禁法違反の摘発を受けた。事例のモバイルゲーム機に関する合意の事実を米国司法省が未だ把握していない場合、A社が当該事実を米国司法省に申告すれば、TVゲームマシンに関するA社の刑事責任が減免される場合がある。

問題40 国際取引と租税に関する記述として不適切なものは、次のうちどれか。

- ア. 移転価格税制は、海外の関連企業との間の取引において、利益をことさら海外に移転させるなどして、課税所得を海外に移転させることを防止するため、このような海外の関連企業との取引を、通常取引価格（独立企業間価格）で行われたものとみなして所得を計算し、課税する制度をいう。
- イ. 租税条約は、国際的二重課税及び二重非課税を防止したり、締結国間の課税権の配分を定める国際間の法的合意である。
- ウ. 日米租税条約においては、著作権や特許権等の使用料は免税とされている。
- エ. 日米租税条約においては、持株割合50%超の親子会社間配当は免税とされている。
- オ. 日本の移転価格税制の制度設計及び実施においては、専ら国内課税権の確保が優先され、国際的に認められた方法が踏まえられているわけではない。